

令和3年9月30日

市民団体（※）関係各位

古賀市長 田辺一城

緊急事態宣言の解除に伴う市民団体の活動について（令和3年9月30日更新）

福岡県などを対象区域としている緊急事態宣言が9月30日をもって解除されます。これに至るまでの市民団体の皆さまの多大なるご理解とご協力に心より感謝を申し上げます。

解除決定を受けて、古賀市新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、**10月1日から、「全ての市公共施設を開館し貸館も再開」、「市主催行事は原則開催」を決定し、市民団体の活動に関して下記のとおり方針を決定しました。**

市民団体のみなさまにおかれましては、ウィズコロナ（コロナとの共生）を意識しながら、引き続き、マスクの着用、手洗いや消毒、換気、「3密」回避といった感染拡大を防ぐ基本的な行動を徹底しながら、それぞれの活動再開について検討していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 10月1日以降の市民団体の活動について

これまで、“地域の公民館・集会所の使用中止”並びに“感染拡大につながるおそれのある行事及び会合の中止又は延期”をお願いしておりましたが、10月1日以降は、人と人の間隔（1m）を設けるなどの感染拡大防止策を徹底することを前提に、それぞれの活動再開についてご判断願います。なお、感染拡大防止策の徹底が困難な場合は、開催について慎重にご判断ください。

2 その他

- ・催物等の開催については「新しい生活様式」（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い・換気の徹底、3密の回避、接触確認アプリ活用等）を遵守してください。

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体（自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、PTCA等を指します）。

【問い合わせ】

（行政区長・隣組長、自治会、校区コミュニティ、NPO、ボランティア団体に関して）

古賀市 総務部 まちづくり推進課

電話 092-942-1165

（地域の公民館（分館）に関して）

古賀市 教育委員会 生涯学習推進課

電話 092-944-1931